令和９年度　会計年度任用職員（子どもわくわく課・児童指導員補助）募集案内

北区子ども未来部子どもわくわく課

1　採用予定数・勤務場所・職務内容

採用予定数	勤務場所	職務内容
２０名程度	わくわく☆ひろば （学童クラブ 放課後子ども教室） 児童館 子どもセンター ティーンズセンター	【児童支援】児童の遊びの補助・工作や遊びの事前準備 【安全管理】事故を未然に防ぐ声かけ・遊具の点検 【環境整備】施設内外の清掃（室内外、トイレ、玄関、庭、その他）・洗濯・小さな修理（おもちゃの修理・その他） 【学童クラブ】おやつの準備・食器洗い　等

※　指定管理者制度・業務委託を導入している場所を除く。

※　児童館・子どもセンターに所属し、学童クラブ、放課後子ども教室、児童館・子どもセンター内のいずれかでご勤務いただきます。

【勤務場所一覧】

児童館・センター	学童クラブ	放課後子ども教室
赤羽児童館		
栄町子どもセンター	○（滝野川第五小内）	○（滝野川第五小内）
赤羽西児童館	○（西が丘小内）	○（西が丘小内）
赤羽北児童館		
豊島児童館		
桐ケ丘児童館		
田端児童館		○（滝野川小内）
滝野川西児童館		○（西ケ原小内）
王子東児童館		
東十条東児童館	○（東十条小内）	○（東十条小内）
西が丘児童館	○（王子第五小内）	○（王子第五小内）
浮間子ども・ティーンズセンター		○（浮間小内）
神谷子どもセンター	○（都の北学園内）	○（都の北学園内）
志茂子ども交流館	○（なでしこ小内・旧神谷育成室）	○（なでしこ小内）

2　受験資格

児童館事業や放課後子ども総合プラン事業、学童保育に意欲があり、子どもたちと一緒に身体を動かして遊んでいただける方

※　地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

3　任用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

※　公募によらない再度の任用についての限度は、年度末時点での年齢が６５歳に達する年度までとします。再度の任用の限度に達した場合は、公募による募集に申し込むことができます。

4　勤務条件

（1） 報 酬 額　　時給　1，６５０円（予定）（地域手当相当額を含む）
※　採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※　通勤に係る費用は実費を支給します（1か月の上限額：５５，０００円）。
※　この他に児童指導員補助Ａには、期末・勤勉手当の支給があります。

（2） 勤務日数　　児童指導員補助Ａ：週3日勤務（4週間ごとの期間につき１２日勤務）
児童指導員補助Ｂ：週２日勤務（4週間ごとの期間につき８日勤務）

（3） 勤務時間　　原則として、8時から１９時１５分までの間において休憩時間を除き児童指導員補助Ａは1日4時間、児童指導員補助Ｂは1日7時間　※当番あり（早番、遅番等）

（4） 休憩時間　　児童指導員補助Ａ：なし
児童指導員補助Ｂ：原則１２時００分～１３時００分
※　状況により、前後することがあります。

（5） 週 休 日　　児童指導員補助Ａ：４週間ごとの期間につき１６日（日曜日に加えて、１２日の週休日を設けるものとし、勤務表によって定める。）
児童指導員補助Ｂ：４週間ごとの期間につき２０日（日曜日に加えて、１６日の週休日を設けるものとし、勤務表によって定める。）

（6） 休　　日　　祝日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日、その他北区規則で定める日

（7） 休　　暇　　年次有給休暇、慶弔休暇等

（8） 時間外労働　　原則なし
※　やむを得ず時間外労働を行った場合は、手当に相当する報酬を支給します。

（9） 加入保険　　なし

(10) 退 職 金　　なし

(11) 就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項　敷地内禁煙

5　選考方法・日程

（1）選考方法
書類選考、面接選考を実施し、合格者は両方の結果を総合して決定します（面接日時及び場所は、別途、書面の郵送にてお知らせします）。

（2）日程

申込期限（必着）	面接等通知発送予定日	面接選考実施日（予定）	選考結果通知 発送日
令和８年１２月１８日（金）	令和８年１２月２３日（水）	令和９年１月　７日（木） 令和９年１月１２日（火）	令和９年１月下旬

6　申込方法

次のものを揃え、申し込みをしてください。

◎「北区会計年度任用職員（子どもわくわく課・児童指導員補助）申込書」
必ず、２枚目（裏面）の「志望動機」及び「欠格事由に関する申告」欄の記入をお願いします。

※　郵送の場合は、封筒の表に赤字で「児童指導員補助申込」と明記してください。
※　窓口提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の８時３０分～１７時１５分です。
※　応募書類は採用・不採用の結果を問わず返却いたしません。
※　選考過程及び選考結果の理由については、採用・不採用を問わずお答えできません。

7　その他

令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがあります。

8　申込先・問合せ先

北区子ども未来部子どもわくわく課事業計画係（滝野川分庁舎１階①番窓口）

住所　〒１１４－８５４６　東京都北区滝野川２－５２－１０　　電話　０３－３９０８－９１２８